



子どもの医療費助成



子どもの健康を守り、安心して子育てしやすい環境づくりのために

平成24年10月診療分より

18歳までに**拡大**します

(18歳に達する年度の3月末日まで)



助成の対象者

18歳に達する年度の3月末日までの人で、県内に住所がある人。
※これまで助成対象が市町村により異なっていましたが、統一されます。



助成の内容

対象者が健康保険適用の診療を受けた時に支払うべき自己負担額
(診療費や入院時食事療養費等)。



※健康保険が適用されないもの(予防接種、薬の容器代等)は助成対象とはなりませんのでご注意願います。

※原則として、国の制度による公費負担医療制度が利用できる場合にはそちらを優先し、その際に自己負担額が生じた場合には、当該自己負担額に対して助成します。



助成を受けるための手続等

助成を受ける場合には、受給資格者としてあらかじめ登録しておくことが必要です。
お住まいの市町村にご確認ください。



子どもの医療費助成制度は、市町村が子どもの医療費の助成をするものです。
県は、市町村が助成した額を補助します。

福 島 県

福島県児童家庭課
024-521-7174